

**令和元年度秋田県海岸漂着物対策推進協議会
議 事 要 旨**

**日時：令和元年 6 月 2 8 日（金） 午前 1 0 時 0 分
～午前 1 1 時 0 0 分
場所：中央市民サービスセンター 洋室 4**

○ 会長代理（県環境整備課長）あいさつ

本来であれば、本協議会の会長である生活環境部長からご挨拶申し上げるところであるが、所用により出席できないため、代わってご挨拶申し上げます。本日はご多用中のところ、本協議会にご出席いただき、感謝申し上げます。また、日頃から、県の環境行政にご理解とご協力をいただいていることに重ねて御礼申し上げます。

海岸漂着物対策については、平成 2 1 年 7 月に海岸漂着物処理推進法が制定され、1 0 年経過したが、近年、プラスチックごみによる海洋汚染が地球規模の環境問題の 1 つとして、クローズアップされている。

今日と明日、大阪で開催される G 2 0 サミットでも、「海洋プラスチックごみ問題」が主要テーマの 1 つとなっており、今月の 1 5, 1 6 日に長野県軽井沢町で開催された「G 2 0 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」では、海洋プラスチック削減に向けた行動計画の進捗状況を、定期的に報告・共有する「G 2 0 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」の創設などを盛り込んだ共同声明が採択されたところである。

国内に目を向けると、昨年 6 月に海岸漂着物処理推進法が改正され、今年の 5 月 3 1 日付けで国の基本方針が変更され、海洋環境保全が目的に追加されたほか、沿岸海域に漂流しているごみ、海底に存在するごみが「漂流ごみ」として、新たに定義され、処理の対象となった。

また、3 R の推進等による海岸漂着物等の発生抑制やマイクロプラスチック対策に関する規定も盛り込まれる、海洋プラスチックごみ削減にも対応するものとなっている。

本日は、3 0 年度の海岸漂着物等地域対策推進事業の実施状況をご報告させていただくとともに、令和元年度の事業計画をご説明させていただくほか、海岸漂着物対策やプラスチックごみ対策に関する国の動向に関する情報提供をさせていただくため、委員の皆様には、海岸漂着物対策の一層の推進に向けて、忌憚のないご意見、ご提案をお願いする。

海岸漂着物対策は、沿岸地域の環境を保全することはもとより、地球規模の海洋プラスチックごみ問題の解決に資するものであり、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着することから、沿岸部のみならず内陸部も含め、行政、事業者、住民、関連団体等が連携して取り組んでいく必要がある。

委員の皆様、オブザーバーの皆様には、引き続き、それぞれの立場で、海岸漂着物対策の推進にご協力いただくことをお願いし、開会にあたっての挨拶とする。

○ 議事

会長代理	それでは、議題に入る。 はじめに、「（１）平成３０年度海岸漂着物地域対策推進事業の実績について」事務局から説明をお願いします。
事務局	（平成３０年度海岸漂着物地域対策推進事業の実績について説明）
会長代理	以上の説明について、質問等はないか。
オブザーバー委員 （湯沢市）	資料１の別紙に記載されている、「（イ／ア）」は何を表しているか。
事務局	区域ごとの海岸延長に対する、回収処理の実施率を表している。したがって、（ア）は区域の海岸延長、（イ）は回収処理を実施したのべ延長である。
会長代理	続いて、「（２）令和元年度海岸漂着物等地域対策推進事業について」に入る。 これについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	（令和元年度海岸漂着物等地域対策推進事業計画について説明）
会長代理	以上の説明について、質問等はないか。
委員 （ＮＰＯ法人あきたパートナーシップ）	県が平成３０年度に実施したスポーツごみ拾いについて、雪対策として「スポーツ雪寄せ」が行われているように、つらいと思われがちなことにレクリエーションの要素を取り入れるのは良いことだと思う。ただ、参加人数を見ると、効果が薄いように感じられる。企業が道路の清掃活動を行ったことが新聞に掲載されていたが、社会貢献をしている企業の力を借りるということについては、どのように考えているか。
事務局	２９，３０年度、スポーツごみ拾いを行ったが、効果を見直した結果、今年度はごみ拾いイベントを実施することとした。スポーツごみ拾いでは、１チームあたりの人数に上限が設けられているなど、人数に関する課題があったため、今年度は人数制限の要素を無くした、イベントというかたちでごみ

	拾いを行う。 今年度ごみ拾いイベントを実施する場所は雄物川であり、24時間テレビの関連行事でも清掃が行われる。人数制限が無いことから、企業を始めとする関係者に広く参加を募る予定である。 また、県では、環境美化（清掃）活動に取り組んでいる住民団体や町内会、学校、企業等を「あきたクリーンパートナー」として登録し、活動内容を県のウェブサイトで紹介している。企業が実施した、環境に対する取組みを周知することで、今後も企業の環境美化活動を支援してまいりたい。
会長代理	続いて、「（３）国の動向について」に移る。事務局から説明願う。
事務局	（国の動向について説明）
会長代理	以上の説明について、質問等はないか。
委員 （ＮＰＯ法人秋 田パドラーズ）	毎年ごみ拾いを実施してきているが、ペットボトル、ビン、缶のごみが多いように感じる。いずれも回収の対象であることから、きちんと回収がなされていれば、投棄される量は少なくなると考える。これについていかがか。
会長代理	ほとんどの市町村において、ペットボトル等は資源ごみとして回収の対象となっていると理解している。 一方で、ごみのポイ捨てという問題もある。「海洋プラスチックアクションプラン」の中にも、ポイ捨てによるごみの海洋流出防止に関して記載されている。県や一部の市町村でもポイ捨て禁止条例を制定している。理念的な意味合いが強いものであるが、過料の罰則が設けられている。こうした条例がポイ捨ての規制に効果を発揮できれば良いと考えている。
委員 （ＮＰＯ法人秋 田パドラーズ）	周知のとおり、内陸部のポイ捨てごみが海岸漂着物になる。ごみを拾うことがすべてでは無く、ごみがある現状を見てもらうだけでも、普及啓発には効果あるのではないかと思います。
会長代理	今後も発生抑制事業を継続していく必要がある。 他に質問や意見は無いかな。 海上保安部の委員へお尋ねしたいことがある。 今年の５月にも木造船が漂着したという話や違法操業に対する巡視の継続に関する話を聞いている。今後の動向はいかがか。
委員 （秋田海上保安	漂着物は天候や海流に左右されるところが大きく、漂着したものに順次対応していくしか方法が無い。

部)	
委員 (秋田市)	ここ数年、海洋プラスチックごみ問題が取りざたされているほか、漁協関係者が回収したごみを、国の補助金や市町村の廃棄物処理施設を活用して処理するなどの体制作りを、協議会で推進するよう国から通知があった。本県でも協議会内でこのような体制作りを進めていく予定か。
事務局	国の通知を踏まえ、そのような体制作りは必要であると考えており、関係部局と情報交換を図っているところである。他県の取組も参考にしながら制度を整備していく予定である。
会長代理	現段階で具体的な方法は検討中であるが、できる限り早期に取り組んでまいりたい。 内陸部の市町村も国の補助金を活用して発生抑制事業を実施することが可能であり、現在は、八峰町、上小阿仁村、大潟村が補助金を活用のもと、各事業を実施している。内陸部の市町村において、今後、発生抑制事業実施に関する意向を聞かせていただきたい。
オブザーバー委員 (横手市)	横手市では毎年6月に、横手川クリーンアップを実施している。プラスチックごみの多さを実感している。 今年度からは、町内会向けにごみの適正分別に関する普及啓発を行っていく予定であるが、補助金を活用した海岸漂着物等の普及啓発についても、今後検討していきたい。
オブザーバー委員 (大館市)	これまで市内の一斉清掃を実施してきた。河川敷まで清掃範囲を広げることができれば良いと考えている。補助金の活用については、今後検討していきたい。
オブザーバー委員 (湯沢市)	湯沢市では、毎年7月に雄物川のクリーンアップを実施している。他部署でも、河川のごみの回収を行っており、プラスチック、ビン、缶が多いと感じる。広報でも、ごみのポイ捨てを控えるよう呼びかけしているが、即効性が薄い。補助金を活用するかどうかについては、改めて検討する必要がある。
オブザーバー委員 (鹿角市)	鹿角市では、4月と9月に全市一斉のクリーンアップを実施している。各自治会や企業の方に参加いただいている。また、能代河川国道事務所が事務局となっている「米代川の環境を守る会」の事業として、米代川のクリーンアップを行っており、多くの市民に参加いただいている。毎年参加者が増加していることから、普及啓発の推進につながっていると考えている。

オブザーバー委員 (大仙市)	大仙市でも、全市一斉クリーンアップ、雄物川河川敷のクリーンアップを行っている。現在実施している事業を活かしながら、どのように海岸漂着物対策につなげられるかを考えながら、補助金の活用について検討していきたい。
オブザーバー委員 (仙北市)	仙北市は河川の上流部に位置していることから、地元住民による田沢湖のごみ拾いが年に数回行われている。また、花見前には角館の桧内川流域で、地元の方々が中心になりクリーンアップが行われている。
オブザーバー委員 (八郎潟町)	県が実施するビューティフルサンデーの時期に合わせ、清掃活動を行っている。今回、河川の清掃をしていてごみの量が増加したが、県が雑木を伐採したことによるものである。普及啓発活動の実施については、今後検討していきたい。
オブザーバー委員 (大潟村)	今年度から補助金を活用し、クリーンアップを実施した。来年度からはチラシの配布にとどまらず、普及啓発を行いたいと考えている。
会長代理	現在内陸の市町村で行われているクリーンアップに、河川に捨てられたごみが海岸に流れ着くという意識啓発を行っていただけると、補助対象となり得る。補助金の活用有無に関わらず、内陸部で捨てられたごみが海岸に漂着し、汚染につながることを啓発していただきたい。 最後に、「（４）その他」として、意見等無いか。 （意見、質問なし） それでは意見交換を終了し、これにて本日の協議会を閉会とする。